

(案)

朝日町国土強靭化地域計画



令和3年 月



朝 日 町

【目 次】

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

II 県土強靭化の基本的な考え方

1 朝日町における国土強靭化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靭化を推進する上での基本的な方針	2
4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	5
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 評価の実施手順	7
4 評価の結果	7

IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理	8
2 施策分野ごとの施策推進方針	8
(1)行政機能（消防含む）	9
(2)危機管理	12
(3)建築住宅	16
(4)交通基盤	18
(5)国土保全	20
(6)保健医療・福祉	22
(7)ライフライン・情報通信	23
(8)産業経済	25
(9)農林水産	26
(10)環境	28
(11)リスクコミュニケーション	29

V 計画の推進

1 計画の推進管理	31
2 計画の見直し	31

【別表 1】 脆弱性評価結果	32
----------------	----

【別表 2】 個別事業一覧	48
---------------	----

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「朝日町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 朝日町における国土強靭化の基本的な考え方

1 朝日町における国土強靭化の理念

朝日町における国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たず
に最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政
策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靭化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大
規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活
用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靭化の取組み姿勢

- 本町の強靭性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあ
たること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化す
ること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み
合わせて効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、

町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。

- 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI[※]の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。

[※]PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域など、本町の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靭化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靭化を実効あるものとするため、政府及び県の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靭化の観点から対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内 ／ 町外	自然災害の種類		想定される規模等
町内	大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

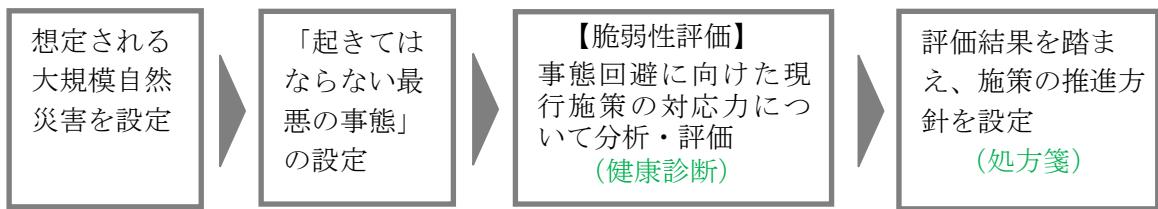
III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（31）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
	1-3	異常気象等による広域的な住宅の浸水	
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	
	5-4	食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出	
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

3 評価の実施手順

設定した3.1の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

4 評価の結果

評価結果は、【別表1】のとおりである。

IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

○ 施策分野

- (1) 行政機能（消防含む）、(2) 危機管理、(3) 建築住宅、
- (4) 交通基盤、(5) 国土保全、(6) 保健医療・福祉、
- (7) ライフライン・情報通信、(8) 産業経済、(9) 農林水産、(10) 環境、
- (11) リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとの施策方針に基づき、必要な具体的事業や取組については、【別表2】個別事業一覧に整理する。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- () 内には、当該施策に関する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、町、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能（消防含む）

<行政機能>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している。今後は朝日町公共施設等管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [県、町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを推進する。

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に朝日町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《ライフ・情報》

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取り組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れ

たモバイル端末の利用が有効であることから、モバイル端末の整備を検討する。

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 県における石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や病院等への燃料供給の確保を図る。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-1, 4-1) [県、町] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを実施する。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。

※Lアラート… [災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。]

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線など一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する。

<広域連携>

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

(広域防災拠点の整備) (2-1, 2-3) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

(支援物資の供給等に係る体制の整備) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

<消防>

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [国、県、町]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(2) 危機管理

<洪水対策>

(洪水ハザードマップの作成及び更新) (1-3) [国、県、町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップの作成及び更新の取り組みを促進する。

(避難勧告等の具体的な発令基準の周知) (1-3) [町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、国直轄・県指定河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の周知を推進する。

(タイムラインの運用) (1-3) [県、町]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめた台風時災害タイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップの作成を協働して推進していくとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進していく。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の周知) (1-4) [町]

- 土砂災害の発生が予想される際、円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を町地域防災計画に記載しており、適宜見直しを行い住民に対し周知する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成) (7-1) [町] 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を作成し公表する。

<情報伝達機能>

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-1, 4-1) [県、町] 《行政機能》

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災

行政通信ネットワークの点検・訓練などを実施する。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。

※Lアラート… 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線など一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を促進する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<応急・復旧対策>

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に朝日町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

(2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、冬季間を念頭にその確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に隨時取り組む。

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 県における石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や病院等への燃料供給の確保を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

(自衛隊との連携強化) (2-3) [国、県、町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(広域防災拠点の整備) (2-1, 2-3) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

(支援物資の供給等に係る体制の整備) (2-1) [町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

(「道の駅」の防災拠点化の整備) (2-1) [国、県、町] 《交通基盤》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- N P Oやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と社会福祉協議会との連携により、N P Oやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活重建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を重建するためには、被災者生活重建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

(地域コミュニティの維持) (8-3) [町、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、県と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [県、町、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織の強化を図る。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿の修正や個別計画について、作成を促進する。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《行政機能》

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための施設や設備整備の取組みを推進する。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分、推奨1週間分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄を計画的に行う。

(3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《行政機能》

- 不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している。今後は朝日町公共施設等管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1, 3-1) [町] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [国、県、町、民間]

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取り組みを進める。
- 公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 社会福祉施設は地震や火災が発生したときに、自ら避難が困難な方が多く利用する施設であることから、冬期間における避難路確保により安全性の向上を図る。

(公営住宅等の老朽化対策の推進) (1-1) [町]

- 公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、朝日町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(義務教育施設の老朽化対策の推進) (1-1) [町]

- 義務教育施設については、大規模災害時に避難所として利用することから、老

朽化対策として計画的な修繕・改築を推進する。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1, 1-2) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

<その他対策>

(空き家対策の推進) (1-1) [県、町、民間]

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、朝日町空家等対策計画に基づき、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

(がけ地近接等危険住宅の安全確保の推進) (1-1, 1-4) [国、県、町、民間]

- がけ地の崩落等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援などにより、居住者の安全確保を推進する。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [町、民間]

- 大規模地震発生時に家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町、民間]

- 大規模地震発生時に事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

(4) 交通基盤

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1, 2-1, 2-5, 8-4) [国、県、町]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3, 6-4) [国、県、町]

- 道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、町]

- 被災時において孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける土砂崩落等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、町、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [県、町]

- 暴風雪時には関係機関連携のもと、迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-5) [県、町]

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重

点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化や除雪機械運転手の確保困難など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

<その他対策>

(避難路・防災拠点施設の機能強化) (1-1) [町]

- 災害時における避難路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の機能強化を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の整備) (2-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(5) 国土保全

<洪水・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 砂防ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し、補修・更新されるよう関係機関に要請を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするために、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(住宅地における内水浸水対策の促進) (1-3) [町]

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、排水等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップの作成について協働して推進するとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、町が行う警戒避難体制の整備を推進する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<復旧復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [町]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、その更新体制の整備を図る。

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応体制>

(医療機関等での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療供給体制の確保を促進する。

(町立病院での非常時対応体制) (2-4) [町]

- 町立病院で自家発電設備を備え3日分の燃料を備蓄しており、今後とも災害が発生した場合にも安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間]

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分、推奨1週間分の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

<各種医療支援>

(ドクターへリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、段ボールベッド等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図る。

(7) ライフライン・情報通信

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<水道>

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1, 6-2) [町]

- 水道施設について朝日町新水道ビジョンに基づき、基幹施設の耐震化を進め、老朽化施設の計画的な老朽化対策を推進する。

(応急給水体制などの整備) (2-1, 6-2) [県、町、民間]

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

<下水道等>

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町] 《農林水産》

- 汚水排水施設について災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、耐震化・老朽化対策を促進する。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [町、民間]

- 生活排水処理計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<情報通信>

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を関係機関に要請する。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [民間]

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるB C P（業務継続計画）の策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を関係機関に要請する。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《行政機能》

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取り組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、モバイル端末の整備を検討する。

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画（B C P）の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるB C P策定を促進する。

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [県、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者及び県との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《ライフ・情報》 《環境》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<風評被害防止>

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [県、町、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

(9) 農林水産

<食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、町、民間]

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-4) [県、町、民間]

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、生産者個々による取り組みと併せ、より効果的な駆除、追い払い対策を地域ぐるみで総合的に取り組むため、電気柵やワイヤーメッシュ柵、檻などの被害防止施設の整備を推進する。

<農林施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農道等施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (6-4) [県、町]

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(治山施設等の土砂災害対策の推進) (1-4, 2-2, 7-1, 7-2) [国、県、町]

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成と周知の推進) (7-1) [町] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を作成し公表する。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [町] 《ライフ・情報》

- 汚水排水施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、耐震化・老朽化対策を促進する。

(10) 環境

<再生可能エネルギーの普及促進>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《ライフ・情報》《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<有害物質・危険物対策>

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、町、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理計画の策定) (8-1) [県、町]

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」の策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援) (8-1) [県、町]

- 頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行える処理体制の整備を図る。

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発や啓発内容の充実等を図る。
- 自主防災組織指導者の防災教育指導者研修会への参加を促すほか、特に高齢者や児童生徒に対して防災教育の充実を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分、推奨1週間分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄を計画的に行う。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [県、町、民間] 《危機管理》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿の修正や個別計画について、作成を促進する。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と社会福祉協議会との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [町、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となるものであることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 町内の住宅の耐震化率は、全国平均（約85%（H25））に比べて遅れているとみられ、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する必要がある。

(災害時に防災拠点となる施設の整備)

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る必要がある。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める必要がある。**(3-1にも掲載)**

(避難場所の指定、耐震化・設備整備)

- 災害対策基本法に基づき災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（見直し）を行うとともに、避難所の機能強化に向け、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。**(1-2にも記載)**

(公営住宅等の老朽化対策)

- 公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、朝日町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

(義務教育施設の老朽化対策)

- 義務教育施設については、大規模災害時に避難所として利用することから、老朽化対策として計画的な修繕・改築を推進する必要がある。

(がけ地近接等危険住宅の安全確保)

- がけ地の崩落等による義務教育施設については、大規模災害時に避難所として利用することから、老朽化対策として計画的な修繕・改築を推進する必要がある。**(1-4にも記載)**

(空き家対策)

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、朝日町空家等対策計画に基づき、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。

(家具の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。**(2-1, 2-5, 8-4 にも記載)**

(避難路・防災機能等の整備)

- 災害時における避難路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の機能強化を推進する必要がある。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している。今後は朝日町公共施設等管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。[\(3-1にも掲載\)](#)

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取り組みを進める。
- 公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 社会福祉施設は地震や火災が発生したときに、自ら避難が困難な方が多く利用する施設であることから、冬期間における避難路確保により安全性の向上を図る。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。[\(1-1にも記載\)](#)

1-3) 異常気象等による広域的な住宅地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップの作成及び更新の取り組みを促進する必要がある。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き対象河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を進める必要がある。

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

(河川管理施設の維持管理)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。
- 砂防ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し、補修・更新されるよう関係機関に要請を行う必要がある。
- 河川が有する流下能力を常に發揮できるようにするために、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う必要がある。

(治水対策の推進)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を関係機関に要請する必要がある。

(住宅地における内水浸水対策)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、排水施設等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する必要がある。

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップの作成について協働して推進するとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、町が行う警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の周知）

- 土砂災害の発生が予想される際、円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を町地域防災計画に記載しており、適宜見直しを行い住民に対し周知する。

（治山施設等の土砂災害対策）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。 **(2-2, 7-1, 7-3 にも記載)**

（がけ地近接等危険住宅の安全確保）

- がけ地の崩落等による義務教育施設については、大規模災害時に避難所として利用することから、老朽化対策として計画的な修繕・改築を推進する必要がある。 **(1-1にも記載)**

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における的確な道路管理）

- 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

（道路の防雪施設の整備）

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

（道路の除雪体制等の確保）

- 各道路管理者は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械運転手の確保困難や除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

（豪雪災害時の災害救助法適用）

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを実施する必要がある。 (3-1, 4-1にも記載)

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線など一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報をより確実に伝達するために情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。 (4-2にも記載)

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織の強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する必要がある。 (2-3, 4-2, 8-3にも記載)

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発や啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 自主防災組織指導者の防災教育指導者研修会への参加を促すほか、特に高齢者や児童生徒に対して防災教育の充実を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿の修正や個別計画について、作成を促進する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分、推奨1週間分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 町における備蓄については、必要な物資や必要数の把握に努め、一定量の現物備蓄を計画的に行う必要がある。

(支援物資の供給等に係る体制の整備)

- 大規模災害時における民間業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。 (3-1にも記載)

(広域防災拠点の整備)

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。 (2-1にも記載)

(「道の駅」の防災拠点化)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設について朝日町新水道ビジョンに基づき、基幹施設の耐震化を進め、老朽化施設の計画的な老朽化対策を推進する必要がある。 (6-2にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。 (6-2にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。 (1-1, 2-5, 8-4 にも記載)

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と社会福祉協議会との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、冬期間を念頭にその確保を進める必要がある。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に隨時取り組む必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。[\(1-4, 7-1, 7-3 にも記載\)](#)

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける土砂崩落等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

2-3) 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る必要がある。

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織の強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する必要がある。[\(1-6, 4-2, 8-3にも記載\)](#)

(広域防災拠点の整備)

- 大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。[\(2-1にも記載\)](#)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保)

- 県における石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や病院等への燃料供給の確保を図る必要がある。[\(3-1にも記載\)](#)

(医療機関等での非常時対応体制の整備)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療供給体制の確保を促進する必要がある。

(町立病院での非常時対応体制)

- 町立病院で自家発電設備を備え3日分の燃料を備蓄しており、今後とも災害が発生した場合にも安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターへリの活用による救急医療体制)

- 災害を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分、推奨1週間分の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の維持管理等)

- 不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している。今後は朝日町公共施設等管理計画に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。[\(1-2にも記載\)](#)

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に朝日町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドやデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取り組みを促進する必要がある。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有效であることから、モバイル端末の整備を検討する必要がある。

(災害時に防災拠点となる施設の整備)

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材の備蓄を図る必要がある。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう非常用電源設備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める必要がある。[\(1-1にも掲載\)](#)

(大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域救援計画」の策定を進める必要がある。[\(2-1にも掲載\)](#)

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保))

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを実施する必要がある。[\(1-6, 4-1にも記載\)](#)

(緊急車両、病院に供給する燃料の確保)

- 県における石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や病院等への燃料供給の確保を図る必要がある。[\(2-4にも記載\)](#)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用環境継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を関係機関に要請する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを実施する必要がある。 (1-6, 3-1にも記載)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

※ Lアラート… 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民等への情報伝達体制)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）の策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を関係機関に要請する必要がある。

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時に住民に対して、防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、同報系防災行政無線など一斉伝達システムについて適切に運用するとともに、災害情報をより確実に伝達するために情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。 (1-6にも記載)

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織の強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する必要がある。 (1-6, 2-3, 8-3にも記載)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（B C P）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるB C P策定を促進する。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給事業者との連絡）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。 (6-1にも記載)

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策）

- 道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。 (6-4 にも記載)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

（食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止）

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、生産者個々による取組と併せ、より効果的な駆除、追い払い対策を地域ぐるみで総合的に取組むため、電柵やワイヤーメッシュ柵、檻などの被害防止施設の整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。 (5-2にも記載)

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。このため、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要がある。

6-2) 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設について朝日町新水道ビジョンに基づき、基幹施設の耐震化を進め、老朽化施設の計画的な老朽化対策を推進する必要がある。 (2-1にも記載)

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。 (2-1にも記載)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策)

- 汚水排水施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、耐震化・老朽化対策を促進する。

(合併処理浄化槽への転換)

- 生活排水施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、土砂崩壊、落石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。 (5-3にも記載)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源のなど、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 (1-4, 2-2, 7-1, 7-3にも記載)

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るために、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源のなど、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 (1-4, 2-2, 7-1, 7-3にも記載)

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」の策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援)

- 頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行える処理体制の整備を図る必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について組織の強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する必要がある。[\(1-6, 2-3, 4-2にも記載\)](#)

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

8-4) 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(緊急輸送道路等の整備)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。**(1-1, 2-1, 2-5にも記載)**

(迅速な復興に資する地籍調査)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、その更新体制の整備を図る必要がある。

【別表2】個別事業一覧

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(1) 行政機能 (消防 含む)	<行政機能>	
	(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)	
	・個別施設計画の策定	町
	(災害時に防災拠点となる施設の整備促進)	
	・資機材の備蓄事業	町
	・非常用発電設備の整備	町
	・災害応援協定の締結	町
	(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進)	
	・非常用発電設備の整備	町
	・指定避難所・指定緊急避難場所のバリアフリー、機能強化	町
	(町の業務継続に必要な体制の整備)	
	・朝日町業務継続計画の策定	町
	(IT部門における業務継続体制の整備)	
	・業務継続を確保するための訓練の実施	町
	・自治体クラウド、データセンターの活用	町
	・モバイル端末の導入	町
	(緊急車両、病院に供給する燃料の確保)	
	・緊急車両や病院等に供給する燃料の確保	町
	(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)	
	・県防災行政通信ネットワークの点検・訓練の実施	県・町
	(災害情報伝達手段の確保)	
	・防災メール整備	町
	・防災行政無線活用の訓練実施	町
	(災害時における住民への情報伝達の強化)	
	・情報伝達の多重化の検討	町
	<広域連携>	
	(大規模災害時における広域連携体制の整備)	

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(1) 行政機能（消防含む）	・災害時広域支援計画の策定 (広域防災拠点の整備)	町
	・広域防災拠点の整備を県に要請 (支援物資の供給等に係る体制の整備)	町
	・民間事業者との物資調達等に関する協定締結の検討	町・民間
	・物資集積拠点の整備	町
	・緊急輸送路の確保	県・町
	<消防> (大規模災害時の消防力の確保)	
	・消防団員、機能別消防団員の確保	町
	・大規模災害団員の導入	町
(2) 危機管理	<洪水対策> (洪水ハザードマップの作成及び更新)	町
	・洪水ハザードマップ普及促進事業 (避難勧告等の具体的な発令基準の周知)	
	・町内対象河川に係る避難勧告等具体的基準の周知 (タイムラインの運用)	町
	・町タイムラインの運用、見直し	町
	<土砂災害対策> (土砂災害に対する警戒避難体制の整備)	
	・土砂災害警戒区域等の指定を県に要請	町
	・土砂災害を想定した警戒避難体制整備、避難訓練の実施 (土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の周知)	町
	・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の周知 (ため池の耐震化・ハザードマップ作成と周知の推進)	町
	・防災重点ため池に係る耐震診断の実施	町
	・防災重点ため池の耐震化	町・民間
	・ため池ハザードマップの作成、公表	町・民間

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(2) 危機管理	<情報伝達機能>	
	(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)	
	・県防災行政通信ネットワークの点検・訓練の実施	県・町
	(災害情報伝達手段の確保)	
	・防災メール整備	町
	・防災行政無線活用の訓練実施	町
	(災害時における住民への情報伝達の強化)	
	・情報伝達の多重化の検討	町
	(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)	
	・国、県との情報交換	国・県・町
	<応急・復旧対策>	
	(町の業務継続に必要な体制の整備)	
	・朝日町業務継続計画の策定	町
	(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)	
	・防災行政無線使用に関する訓練の実施	町
	・冬季間におけるヘリコプター離着陸場所の確保	町
	(緊急車両、病院に供給する燃料の確保)	
	・緊急車両や病院等に供給する燃料の確保	町
	(大規模災害時における広域連携の推進)	
	・災害時広域支援計画の策定	町
	(自衛隊との連携強化)	
	・自衛隊との情報交換、訓練の実施	町・自衛隊
	(広域防災拠点の整備)	
	・広域防災拠点の整備を県に要請	町
	(支援物資の供給等に係る体制の整備)	
	・民間事業者との物資調達等に関する協定締結の検討	町・民間
	・物資集積拠点の整備	町
	・緊急輸送路の確保	県・町

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(2) 危機管理	(「道の駅」の防災拠点化の整備)	
	・道の駅あさひまちの防災拠点整備	町
	(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)	
	・N P Oなど活動支援団体との情報交換	町
	・ボランティア育成研修会の開催	町
	(豪雪災害時の災害救助法の適用)	
	・災害救助法適用による豪雪災害対応	町
	(被災者生活再建支援制度の拡充)	
	・被災者生活再建支援制度の適用範囲等拡充の要望	県・町
	<地域防災力>	
	(地域コミュニティの維持)	
	・地域活性化推進事業	町
	・公民館等活動推進事業	町
	(自主防災組織の育成強化等)	
	・自主防災組織独自の防災訓練実施支援	町
	・自主防災組織運営に関する研修会の開催	町
(3) 建築住宅	(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進)	
	・非常用発電設備の整備	町
	・指定避難所・指定緊急避難場所のバリアフリー、機能強化	町
	(食料等の備蓄)	
	・必要物資、必要量の把握と現物備蓄の実施	町
	<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>	
	(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)	
	・個別施設計画の策定	町
	(災害時に防災拠点となる施設の整備促進)	
	・資機材の備蓄事業	町
	・非常用発電設備の整備	町
	・災害応援協定の締結	町

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(3) 建築住宅	(住宅・建築物等の耐震化の促進)	
	・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進	町
	(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)	
	・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進	町
	(町営住宅の老朽化対策の推進)	
	・町営住宅長寿命化事業（公営住宅整備事業等の推進）	町
	(義務教育施設老朽化対策の推進)	
	・小中学校長寿命化事業	町
	(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)	
	・ブロック塀等撤去支援事業	町
	<その他対策>	
	(空き家対策の推進)	
	・空き家等対策の推進	町
	・空家対策総合支援事業	町
	・空家除去支援事業	町
	(がけ地近接等危険住宅の安全確保の推進)	
	・がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進）	町・民間
(4) 交通基盤	(家具の転倒防止対策の推進)	
	・住宅建築物耐震改修事業	町・民間
	(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)	
	・小規模事業者持続化事業	町・民間
	<道路関係防災対策>	
	(緊急輸送道路等の整備・確保)	
	・国道287号整備促進要望	町
	(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)	
	・町道一本松線新設事業（L=846m、H22～R5）	町
	・町道赤釜線改良事業（L=200m、H27～R4）	町
	・町道大町西原線改良事業（L=200m、R5～R8）	町

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(4) 交通基盤	・町道今平線改良事業 (L=50m、R2～R4)	町
	・橋梁長寿命化修繕事業 (N=54橋)	町
	・修繕舗装事業 (L=141km)	町
	(孤立集落アクセスルートの確保)	
	・防災対策工事、耐震化、長寿命化の促進	県・町
	(路線バス等地域公共交通の確保)	
	・バス事業者との連携強化、情報共有	町・民間
	<豪雪対策>	
	(暴風雪時における的確な道路管理の推進)	
	・道路除雪事業の連携強化	県・町・民間
	(道路の防雪施設の整備)	
	・雪対策総合交付金事業	町
	(道路の除雪体制等の確保)	
	・除雪機械購入事業	町
	・除雪会議の開催	町
	・除雪交換路線の推進	県・町
	<その他対策>	
	(避難路・防災拠点施設の機能強化)	
	・ブロック塀等撤去支援事業	町
	(「道の駅」の防災拠点化の整備)	
	・道の駅あさひまちの防災拠点整備	町
(5) 町土保全	<洪水・土砂災害対策>	
	(農地・農業用施設等の保全管理の推進)	
	・多面的機能支払交付金	民間
	・中山間地域等直接支払交付金	
	・経営体育成基盤整備事業促進	県・町
	・土地改良実維持適正化事業	民間
	・農業水路等長寿命化・防災減災	町

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(5) 國土保全	・ため池等整備事業促進	県・町
	・地すべり対策事業促進	県・町
	(治水対策の推進)	
	・最上川及び県管理河川、町管理河川の体積土砂、支障木撤去事業推進	国・県・町
	・砂防、地すべり、急傾斜地対策事業の推進	国・県・町
	(河川管理施設の維持管理)	
	・最上川及び県管理河川、町管理河川の堆積土砂、支障木撤去、河床低下の防止	国・県・町
	(住宅地における内水浸水対策の促進)	
	・内水ハザードマップの作成	町
	(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)	
	・土砂災害警戒区域等の指定を県に要請	町
	・土砂災害を想定した警戒避難体制整備、避難訓練の実施	町
	(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)	
	・国、県との情報交換	国・県・町
	<復旧復興対策>	
	(迅速な復興に資する地籍調査の推進)	
	・地籍調査成果更新事業	町
(6) 保健医療・福祉	<医療機関等の非常時対応体制>	
	(医療機関等での非常時対応体制の整備)	
	・自家発電設備設置事業	町・民間
	・燃料備蓄設備設置事業	町・民間
	(町立病院での非常時対応体制)	
	・町立病院での非常時対応体制維持	町
	<福祉施設等の非常時対応>	
	(社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)	
	・備蓄品の確保	民間
	(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)	
	・広域応援協力体制の確立	民間

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(6) 保健医療・福祉	<各種医療支援>	
	(ドクターへリの活用による救急医療体制の充実)	
	・冬季間におけるドクターへリランデブーポイントの確保	町
	<防疫対策>	
	(防疫対策の推進)	
	・各種予防接種事業の実施	町
	・避難所用資機材の整備	町
(7) ライフライン・情報通信	<エネルギー>	
	(エネルギー供給事業者との連絡強化)	
	・供給事業者との災害情報連絡訓練の実施	町・民間
	(再生可能エネルギーの導入拡大)	
	・再生可能エネルギー設備の導入	町・民間
	<水道>	
	(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)	
	・水道の基幹管路の耐震化の推進	町
	・浄水場改修事業	町
	(応急給水体制などの整備)	
	・緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽整備事業	町
	・応急給水体制計画の策定	町
	<下水道等>	
	(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)	
	・非常用電源設備の整備	町
	・排水場施設の改修事業	町
	(合併処理浄化槽への転換促進)	
	・循環型社会形成推進交付金事業	町
	<情報通信>	
	(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)	
	・非常用電源設備の整備	民間

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(7) ライフライン・情報通信	(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)	
	・事業者等における事業継続計画策定促進	民間
	・予備放送設備、非常用電源設備の整備	民間
	(IT部門における業務継続体制の整備)	
	・業務継続を確保するための訓練の実施	町
	・自治体クラウド、データセンターの活用	町
	・モバイル端末の導入	町
(8) 産業経済	<企業活動>	
	(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進)	
	・町内企業への事業継続計画策定支援	民間
	<エネルギー>	
	(エネルギー供給事業者との連絡強化)	
	・供給事業者との災害情報連絡訓練の実施	町・民間
	(再生可能エネルギーの導入拡大)	
	・再生可能エネルギー設備の導入	町・民間
	<風評被害防止>	
	(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)	
(9) 農林水産	・関係機関との情報交換	町・民間
	<食料供給>	
	(食料生産基盤の整備)	
	・多面的機能支払交付金	民間
	・中山間地域等直接支払交付金	民間
	・産地パワーアップ事業	民間
	・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	民間
	・担い手確保・経営強化支援事業	民間
	・農業次世代人材投資事業	民間
	・日本型直接支払交付金事業	民間
	・経営所得安定対策等推進事業	民間

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(9) 農林水産	・元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業	民間
	・園芸大国やまがた産地育成支援事業	民間
	・経営所得安定対策等推進事業	民間
	・畜産経営競争力強化支援事業	民間
	・水田利活用事業	民間
	・農業生産総合対策事業	民間
	・農業用廃プラスチック適正処理事業	民間
	・農地中間管理機構関連農地整備事業	民間
	(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止)	
	・有害鳥獣被害軽減モデル事業	県・町
	・鳥獣保護対策事業	町・民間
	・鳥獣捕獲箱罠設置事業	町・民間
	<農林施設の耐震化・老朽化対策>	
	(農地・農業用施設等の保全管理の推進)	
	・多面的機能支払交付金	民間
	・中山間地域等直接支払交付金	民間
	・経営体育成基盤整備事業促進	県・町
	・土地改良実維持適正化事業	民間
	・農業水路等長寿命化・防災減災	町
	(農道等施設の耐震化・長寿命化対策の推進)	
	・多面的機能支払交付金	民間
	・中山間地域等直接支払交付金	民間
	・経営体育成基盤整備事業促進	県・町
	・土地改良実維持適正化事業	民間
	・地すべり対策事業促進	県・町
	(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)	
	・経営体育成基盤整備事業促進	県・町
	・土地改良実維持適正化事業	民間

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(9) 農林水産	・農業水路等長寿命化・防災減災	町
	・ため池等整備事業促進	県・町
	・地すべり対策事業促進 (治山施設等の土砂災害対策の推進)	県・町
	・林道維持補修事業	町
	(ため池の耐震化・ハザードマップ作成と周知の推進)	
	・防災重点ため池に係る耐震診断の実施	町
	・防災重点ため池の耐震化	町・民間
	・ため池ハザードマップの作成、公表	町・民間
	(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)	
	・非常用電源設備の整備	町
	・排水場施設の改修事業	町
(10) 環境	<再生可能エネルギーの普及促進>	
	(再生可能エネルギーの導入拡大)	
	・再生可能エネルギー設備の導入	町・民間
	<有害物質・危険物対策>	
	(危険物施設の耐震化の促進)	
	・危険物施設の耐震化	町・民間
	<災害廃棄物対策>	
	(災害廃棄物処理計画の策定)	
	・災害廃棄物処理支援事業	町
	(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援)	
(11) リスクコミュニケーション	・災害廃棄物処理支援事業	町
	<防災教育>	
	(防災教育の充実)	
	・自主防災組織に関する研修会の開催	民間
	・防災訓練の実施	町・民間
	(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)	

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(11) リスクコミュニケーション	・雪下ろし事故防止に関する学習会の開催	町・民間
	(食料等の備蓄)	
	・備蓄品整備事業	町
	<防災訓練>	
	(防災訓練の充実)	
	・防災訓練の実施	町・民間
	・自主防災組織、各種団体、施設での防災訓練支援	町・民間
	<要配慮者支援>	
	(災害時の要配慮者支援の促進)	
	・避難行動要支援者名簿、個別計画の作成	町
	<関係機関との連携・人材育成>	
	(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)	
	・N P Oなど活動支援団体との情報交換	町
	・ボランティア育成研修会の開催	町
	(建設関係団体との連携強化)	
	・災害時における応急対策活動に関する協定	町・民間
	・町防災訓練への参加・協力	町・民間
	(復旧・復興を担う人材の育成)	
	・資格取得による雇用促進事業	町・民間



朝日町国土強靭化地域計画

編集・発行／朝日町総務課 危機管理係

〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地

TEL 0237-67-2111 FAX 0237-672117

E-Mail bousai@town.asahi.yamagata.jp